

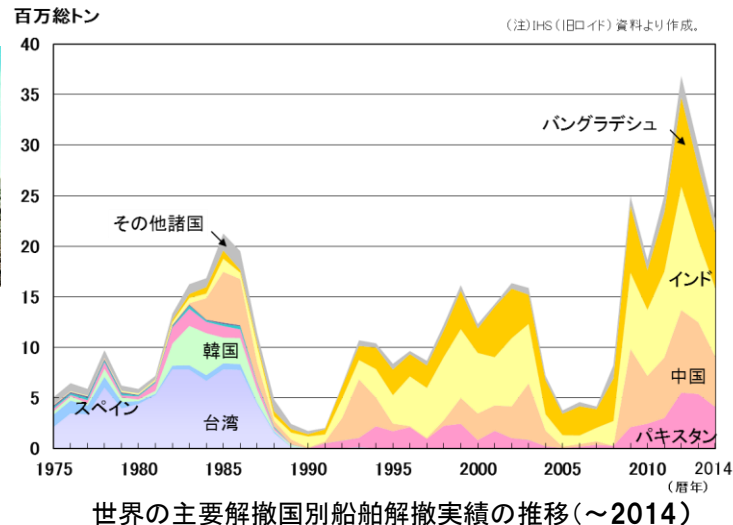
# シップリサイクル条約の経緯と概要

## 経緯

- ・シップリサイクルの大半は、コストの安いインド・バングラデシュ等の開発途上国で実施。
- ・これら開発途上国におけるシップリサイクルは管理不十分で劣悪な労働環境で実施、環境汚染や労働災害が深刻化。



開発途上国におけるリサイクルヤードの現場



- ・我が国は世界有数の海運・造船国として新規条約の起草作業を主導し、2009年5月にシップリサイクル条約(2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約)を採択。
- ・2012年10月、条約の施行に必要な各種ガイドラインの整備が完了。(2015年5月、有害物質インベントリ作成ガイドラインの改正が採択)

## 概要

### 【条約上の主な義務】

- ・船舶における有害物質の使用の禁止・制限や各船舶に用いられている有害物質一覧表の作成
- ・シップリサイクル施設における有害物質管理や安全管理体制の構築
- ・旗国及びシップリサイクル国は、船舶とシップリサイクル施設の検査・認証を実施

### 【対象船舶】

- ・国際航海する国際総トン数500トン以上の商用船

